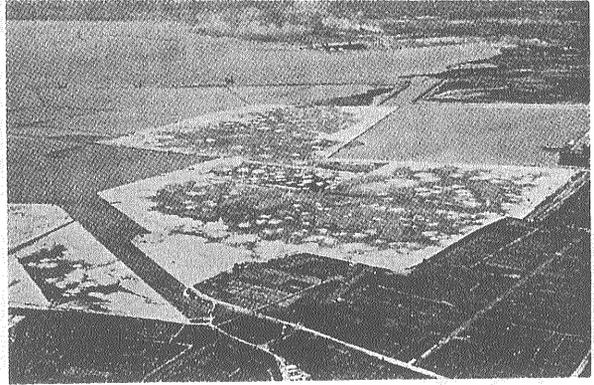


## 水 利 用 の 自 主 規 制

地下水は民法第 207 条および第 209 条によって 土地の所有者の私有に帰せられている。したがって 工場がその敷地のなかで 地下水を利用するため井戸を掘さくすることは全く自由であり その地質に見合った適正な揚水量におかまいなく 隣近所の他人の土地に所属する地下水を引っぱり込んで汲みあげても 相手がうるさくいわなければそれで通ってしまう。

掘り抜き井戸で 自噴水を使っていた田園地帯が 工場を誘致すると どこでもまず一般住家の井戸の涸渇が問題となり 補償の対象となる。揚水すれば自然の力だけで地上に噴きだしていた掘り抜き井戸の水がでなくなることはむしろ当然で 土地の開発を進める上に起るべくして起こったことといえる。しかし 一般の住民



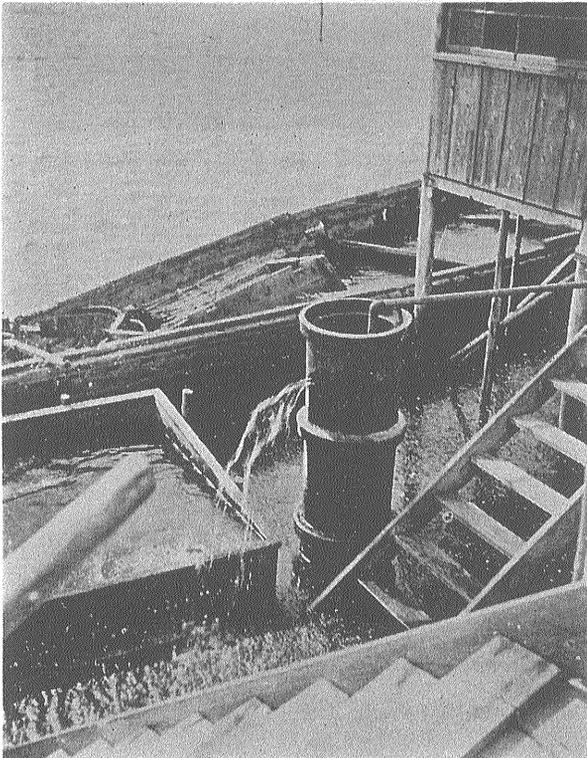
(京 葉) 五 井 ・ 市 原 工 業 基 地

はやはりとんだ迷惑 招かざるお客のしわざとして 腹の立つのも無理はない。

工場同志 井戸同志の間でも 同じような水の奪い合いが生じるわけで そうしたことが生じないよう つとめて被害が小さくてすむよう そして地下水が少しでもながもちするよう 企業者同志が話合って 自分の土地の地下に対する私権をいつたん 責任者にゆだね それを学理的に再配分して それぞれの敷地の広さと地質に応じて 地下水を利用する ～つまり 自主的に 企業者たちが協定を結んで 水の私用規制を行なうことが真剣に考えられ その実例がすでに 新潟県直江津—高田地区・千葉県五井・市原地区・習志野地区・茂原地区などにそれぞれの特長を生かしてみられるに至っている。

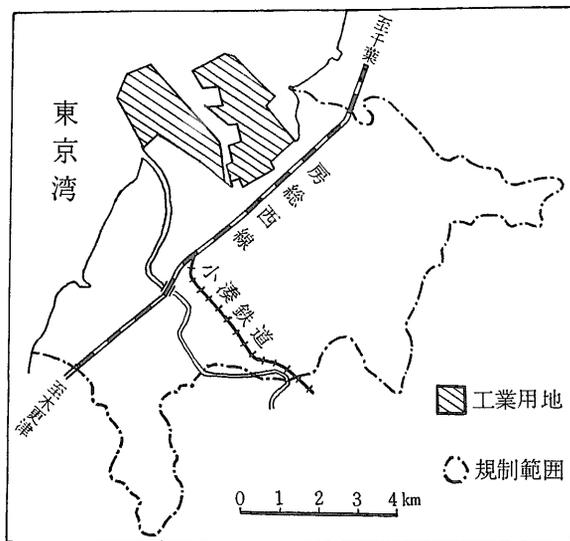
千葉県五井・市原地区(養老川右岸地区)の分を要約すると

- (1) 1井当りの揚水量は  $60\text{m}^3/\text{時}$  とし 井戸間隔を  $300\text{m}$  以上とする つまり敷地  $100\text{m}^2$  当たり日量  $1.6\text{m}^3$  の割り合いとなる



減 び ゆ く 掘 り 抜 き 井 戸

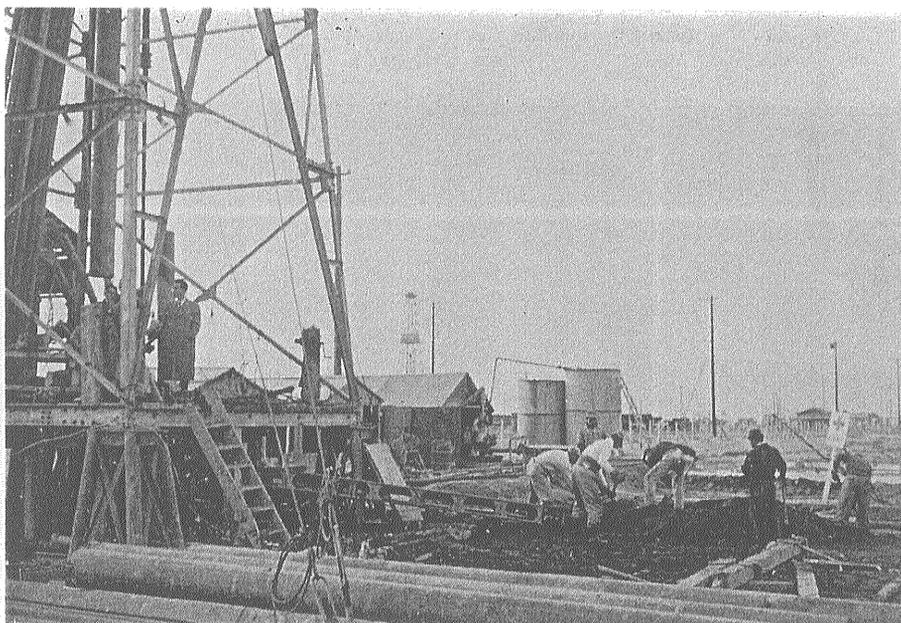
- (2) さく井点は敷地境界線から 150m 以上はなすこと
- (3) 都合によって井戸間隔を 250m とし 揚水量を 50 m<sup>3</sup>/時 また 200m として揚水量を 40m<sup>3</sup>/時 にすることもできる
- (4) 特長のある粘土層を境界として その上側浅い方と 下側深い方とで別々のさく井をして利用できる. この場合には 井戸間隔を 150m まで縮められるが 浅い方のさく井では 100m 以深でストレーナを切ること 深い方のさく井では うわ水の完全遮断を条件づけている
- (5) (3)および(4)いずれの場合も敷地 100m<sup>2</sup> 当たり 日量 1.6m<sup>3</sup> の割り合いをこすような水量の私用はできない



京葉工業地帯の井戸の自主規制地区

さく井工事前 さく井完成後にそれぞれ定められた様式届出をするとともに 1週間に1回測定した自然水位・揚水水位を毎月届出ることが義務となっている。

なお 届出の区域は 五井町および市原町の区域となっていて この区域内で工業用水として使用するために工場敷地内および敷地外において掘さくする井戸はすべて この取水基準をまもらなければならない。そして



急 ナン ガ で 進 む 深 度 400m の さ く 井 工 事